

(別紙1)

南魚沼市健診施設等建設工事基本設計業務委託 技術提案書等作成要領

1. 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルにおける技術提案は、設計者を選定するために、その取組み方法等について提案を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。

2. 技術提案書の作成要領

(1) 共通事項

ア. 「南魚沼市健診施設等建設工事基本設計業務委託特記仕様書」は、設計者の柔軟な発想力や高度な設計・調整能力、健診施設の建設に関する豊富な知識・経験及び質の高い建物を適正な建設費で整備するための仕様内容を定めたものであるため、本プロポーザルに参加予定の事業者は、それらの主旨を十分に踏まえて技術提案書等を作成すること。記載漏れ等の不備がある技術提案書等の提出があった場合は、当該提案書の適正な評価ができないため、当該提案書を提出した者の参加は無効となることがあるので、十分留意すること。

イ. 提案内容は、提案のポイントを箇条書きにする等、簡潔かつわかりやすい表現で記載すること。

ウ. 専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記載すること。また、必要に応じて注釈を付記すること。

エ. 表紙・目次・様式6から様式8までを除き、A4縦形式により5ページ程度とする。

オ. 本文で使用する文字フォントは、図面や表を除き、11ポイント以上とすること。

カ. 提出者の特定又は推察をすることができる内容は、一切記載してはならない。

(2) 全体的な内容

ア. 業務全般に対する考え方

本業務に対する提案者の基本的な考え方を記載すること。

イ. 提案内容の実現性

提案内容の実現性について、実績等を含めて根拠を記載すること。

(3) 技術提案書に記載する内容

ア. 業務実施体制（様式6～様式8にて作成）

配置予定技術者の氏名及び資格、登録番号を記載すること。また、「南魚沼市健診施設等建設工事基本設計業務委託に係る一般公募型プロポーザル実施要領」に記載された各技術者に求める実績を記載すること。

イ. 業務実施方針（任意様式にて作成）

(ア) 業務への取り組み方針について記載すること。

- (イ) 従事者の配置人数、建築専門担当者の配置、建築設備専門担当者の配置を記載すること。
- (ウ) 設計工程計画には、業務に関する知識や重要事項を記載すること。
- ウ. 技術提案（任意様式にて作成）
 - 以下の項目について、前提条件や検討課題を含めて技術提案を記載すること。
 - (ア) 南魚沼市民病院と連携して健康相談・指導を行うとともに、介護予防活動を進め、市民の交流を促進することにより活躍の場や居場所を創出することを目指した、施設の在り方について
 - (イ) ZEB Ready の認証基準を満たす内容とするための、ZEB 化手法について
 - (ウ) 建設コスト削減の手法について
 - (エ) 「南魚沼市健診施設等建設工事基本設計業務委託特記仕様書」に示した要件以外で有効と思われる提案について

3. 参考見積額

- (1) 仕様書及び技術提案書に記載されたすべての業務を履行するうえで必要な参考見積額を様式3「経費見積書」及び任意様式「経費見積内訳書」にて作成すること。
- (2) 確認申請手数料、構造計算適合性判定手数料、建築物の完了検査申請又は完了通知手数料は含まないこと。
- (3) 敷地測量費、地盤調査費は含まないこと。
- (4) 参考見積額は、消費税10%を含む金額が見積限度額を超えないこと。
- (5) 参考見積額は、提案内容評価の参考として利用するものであり契約金額とならない。